

農業就労チャレンジ事業実施要綱

平成 26 年 5 月 20 日	26 障第 127 号
平成 27 年 3 月 31 日	27 障第 673 号
平成 27 年 5 月 13 日	27 障第 145 号
平成 28 年 4 月 1 日	28 障第 71 号
平成 29 年 3 月 31 日	28 障第 827 号
平成 30 年 4 月 1 日	30 障第 81 号
令和 2 年 4 月 17 日	2 障第 70 号
<u>令和 3 年 3 月 23 日</u>	<u>2 障第 860 号</u>

(趣旨)

第 1 この要綱は、農業分野等において障がい者の就労機会を創出・拡大するため、「農業就労チャレンジサポーター」(以下「サポーター」という。)の農業者、林業者(林業を行う事業所を含む)及び就労継続支援事業所等(以下「事業所」という。)への派遣による障がい者の作業のサポート等について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 県が、福祉就労強化事業の受託者に委託して実施する。

(業務の範囲)

第 3 サポーターの業務は次のとおりとする。

ア 施設外就労における支援

- ① 農業者及び林業者からの指示内容を理解し、障がい者の作業に反映
- ② 障がい者の作業状況を監督しつつ作業を支援
- ③ 作業結果を農業者及び林業者に報告するとともに、作業方法等を修正

イ 施設内就労における支援

- ① 事業所が自ら行う農業活動等に対する技術的支援・アドバイス

(登録及び派遣に係る事務)

第 4 事業を円滑に実施するため、サポーターの登録及び派遣に係る事務は、福祉就労強化事業受託者が担うものとする。

2 福祉就労強化事業受託者は、サポーターの派遣に関して、農家等や事業所等と連携しつつ、円滑な支援体制の構築に努めなければならない。

(サポーターの登録)

第 5 サポーターとして活動しようとする者は、登録申請書(様式第 1 号)により、福祉就労強化事業受託者に申請を行う。

2 福祉就労強化事業受託者は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録し、本人あてに登録を証する書面を交付する。

- (1) 事業所からの推薦により、農作業等または障がい者の就労支援に係る実績のある者
- (2) NPO 法人グリーンケア-NAGANO からの推薦により、当該団体が実施するアグリジョ

ブトレーナー養成講座を修了している者

(3) 農業改良普及センター等の紹介により、地域で農業活動等を行っている農業者等

(4) その他、長野県が適当であると認める者

3 福祉就労強化事業受託者は前項により登録した者のうち、次に該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 本人から登録を辞退する旨の申出があったとき

(2) 福祉就労強化事業受託者が相応しくないと判断したとき

4 登録期間は3年間とし、その後更新手続きを行うものとする。

(サポーターによる支援活動の地域)

第6 サポーターの活動地域は次のとおりとする。

サポーターによる支援活動は、活動地域として登録した市町村内であることを原則とし、この地域外で活動する場合は、第4の規定により、再度登録を行うものとする。

(サポーターの派遣申請)

第7 事業所が、農業者及び林業者において施設外就労を行う場合、もしくは、事業所自ら取り組む農業活動等にサポーターによる支援を必要とするときは、サポーター派遣申請書(様式第2号)を福祉就労強化事業受託者に提出する。

2 福祉就労強化事業受託者は、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、派遣決定通知書(様式第3号)により、事業所に通知しサポーターを派遣する。

(派遣日数及び派遣時間)

第8 サポーターの派遣時間の上限は原則として別表1のとおりとする。

2 事業所は、当該時間の上限を超えてサポーターの派遣を要する場合は、事前に福祉就労強化事業受託者に協議するものとする。

3 前項の協議により、当該時間の上限を超えての派遣が真に必要と認められる場合は、福祉就労強化事業受託者は、事前に県に協議するものとする。

(派遣結果の報告)

第9 派遣されたサポーターは、派遣終了の日から起算して15日を経過した日又は活動を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動成果を活動内容報告書(様式第4号)により福祉就労強化事業受託者に報告するものとする。

2 福祉就労強化事業受託者は、前項の報告内容を取りまとめの上、様式第5号により県に報告する。

(報酬)

第10 福祉就労強化事業者は、サポーターに対して、活動時間等に応じて、別表1に掲げる報酬及び旅費を支払うこととする。ただし、次の場合に報酬及び旅費の支払いを行わないことができる。

(1) 第10第1項の報告に不備があるとき

(2) 活動報告が虚偽であるとき

(3) サポーターの活動の相手方やその内容が重複するとき

(サポーターの免責)

第 11 免責等の取り決めは次のとおりとする。

- (1) サポーターは、派遣中又はその前後において、事故や約束事の不履行により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。
- (2) サポーターの派遣に伴って発生した事故災害等による損害は、県は賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 12 サポーターは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、支援業務以外に用いてはならない。職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 13 本事業に関する総合的な事務は、福祉就労強化事業の受託者が行う。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

【附則】

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】

○農業就労チャレンジサポーターの報酬単価（第 10 関係）

＜施設外就労に係る支援＞

活動内容	単価	活動可能な時間	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び林業者の作業指示の理解と伝達 ・農業者及び林業者への作業結果報告 ・障がい者の作業補助等 	1 時間あたり 1,000 円	1 件あたり 50 時間	30 分の場合は半額 15 分未満切り捨て、 15 分以上切り上げ

＜施設内就労に係る支援＞

活動内容	単価	活動可能な時間	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・生産活動等に対する技術的支援 ・生産物等の販売拡大に対する助言 等 	1 時間あたり 1,000 円	1 件あたり 50 時間	30 分の場合は半額 15 分未満切り捨て、 15 分以上切り上げ

○農業就労チャレンジサポーターの旅費単価（第 10 関係）

＜施設外就労、施設内就労に係る支援＞

活動内容	単価	支給要件	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び林業者の作業指示の理解と伝達 ・農業者及び林業者への作業結果報告 ・障がい者の作業補助 ・生産活動等に対する技術的支援 ・生産物等の販売拡大に対する助言 等 	<u>1 km あたり 30 円</u>	<u>自宅又は勤務地住所から活動場所まで移動した距離が片道 10km 以上の場合</u>	<u>距離が 1km 以下の端数がある場合は切り捨て。</u>